

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

6月24日発行

Vol.213

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

6/21 日 南相馬市HP「フォトレポ」から

原ノ町⇄相馬で 「甲冑列車に乗ろう！」開催

甲冑(かっちゅう)姿でJR常磐線に乗る観光イベントが、原ノ町駅発で行われました。



2ページをご覧ください。

目次

●南相馬市HP「フォトレポ」から

- ・原ノ町⇄相馬で「甲冑列車に乗ろう！」開催----- 1・2
- ・小高の小学3年生が市役所を見学----- 2
- ・全校児童が並んで毎朝合唱 太田小----- 3
- ・地域と大学の連携・交流 「みなみそうま復興大学」開所--- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 双葉町 ----- 8
- 大熊町 ----- 9
- 郡山市 ----- 13

●福島県復興公営住宅入居支援センター

- ・定期募集 (第1期、第2期分追加募集)----- 13

●東京電力

- ・避難指示解除準備区域・居住制限区域における精神的損害の追加賠償について----- 14
- ・法人さまおよび個人事業主さまに対する新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて----15~18

●NEXCO東日本

- ・磐越自動車道(会津若松~津川間) 夜間通行止めの実施について--- 19

●交流ルームひばり通信

- ・7月食育推進食事会開催!! ----- 19
- ・6月・7月の「ひばり」----- 20

6/21 日 原ノ町白相馬で「甲冑列車に乗ろう！」開催

甲冑(かっちゅう)姿でJR常磐線に乗る観光イベントが、原ノ町駅発で行われました。県内外から約70人が参加し、そのうち約20人が兜(かぶと)や胴を身に着け、普通列車に乗り込みました。

原ノ町駅で出発式を行い、原町第一中学校吹奏楽部の演奏の後、ファンファーレに合わせて子ども駅長の光家慧さん(福浦小学校4年)が出発を宣言しました。車内では南相馬市観光ボランティアガイドによる相馬野馬追講座が開講されました。

参加者は相馬駅で降車し、相馬市内の野馬追ゆかりの地をバスで巡りました。



はっぴ姿のガイドから解説を受ける参加者



相馬駅に降りる参加者



出発式を彩った原町第一中学校吹奏楽部の演奏



出発宣言する光家さん(右)

6/23 火 小高の小学3年生が市役所を見学

小高、福浦、金房、鳩原の4小学校の3年生合わせて21人が、社会科見学の一環として市役所に来てくれました。

児童は、秘書課職員の案内で本庁舎と東西の両庁舎を巡りました。「何人が働いていますか」、「ここ(の課)は何をしているところですか」など積極的に質問をして、職員の回答を首から下げたノートに書き留めていました。

市役所を初めて訪れ緊張した様子の児童もいましたが、全員が元気にあいさつしながら見学していました。



皆さん積極的に質問していました



南相馬ひばりエフエムのスタジオを見学中



定例会開会中の市議会も見学



市長応接室にご案内しました

6/18 木

全校児童が並んで毎朝合唱 太田小

太田小学校では毎朝、全校児童で合唱しています。授業が始まる前、廊下に児童50人が並び、元気いっぱいの歌声を響かせています。

朝の合唱は平成16年に始まりました。東京電力福島第一原発事故などの影響で児童数が半減したことがきっかけとなって、東日本大震災後、廊下に出て歌うようになりました。

歌う曲は校歌や運動会の歌など、学校行事などに合わせて月ごとに変えています。6月は「南相馬市民の歌」で、この日も児童は口を大きく開け、歌詞カードを見ずに歌っていました。



1年生は上級生の間に入って歌います



カメラを前に少し緊張



市民の歌を暗唱していました



大人顔負けの音量でした

6/20 土

地域と大学の連携・交流 ～「みなみそうま復興大学」開所～

原町区旭町に「みなみそうま復興大学」を開所しました。この施設は、地域と大学の連携や交流などを通じたまちづくり・ひとづくりを進める拠点施設で、会議室や交流スペースを設けています。

開所を記念したシンポジウムを市民情報交流センターで開催し、東京大学教授の隈研吾氏の基調講演と大学や地元関係者によるパネルディスカッションが行われました。



オフィスの看板除幕



オフィス内覧



基調講演



パネルディスカッション



南相馬市からのお知らせ

南相馬市民の避難状況

※南相馬市外に避難している人数（南相馬市HPから）

【都道府県別】

平成27年6月18日現在

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数
福島県	4,682	群馬県	164	京都府	27	福岡県	7	奈良県	1
宮城県	1,659	長野県	75	大阪府	26	富山県	6	高知県	1
新潟県	656	北海道	69	福井県	21	熊本県	6	和歌山県	-
山形県	651	山梨県	67	青森県	19	島根県	4	徳島県	-
東京都	626	秋田県	60	沖縄県	19	三重県	3	鳥取県	-
茨城県	589	岩手県	47	岡山県	12	香川県	3	宮崎県	-
埼玉県	566	静岡県	45	滋賀県	11	愛媛県	3	鹿児島県	-
栃木県	422	愛知県	35	岐阜県	10	佐賀県	3	海外	11
千葉県	373	兵庫県	35	広島県	10	大分県	3	合計	11,423
神奈川県	355	石川県	31	長崎県	8	山口県	2		

(6/11 11,475)

【福島県内市町村別】

市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
福島市	1,201	喜多方市	49	会津美里町	16	泉崎村	4
相馬市	1,194	本宮市	30	棚倉町	14	下郷町	3
いわき市	614	会津坂下町	26	西会津町	13	広野町	3
郡山市	493	西郷村	26	田村市	12	天栄村	2
会津若松市	240	鏡石町	20	磐梯町	9	鮫川村	2
新地町	229	南会津町	20	金山町	7	浅川町	2
二本松市	118	桑折町	18	矢吹町	6	小野町	2
伊達市	97	猪苗代町	18	矢祭町	6	国見町	1
須賀川市	86	川俣町	17	古殿町	6	石川町	1
白河市	55	三春町	17	北塩原村	5	合計	4,682

平成23年3月11日現在の人口 71,561人

市内居住者	自宅居住	34,888人
	市内の知人宅や借上げ住宅等	3,722人
	市内の仮設住宅	4,396人
	市内転居	4,280人
	計	47,286人
市外避難者	市外の知人宅や借上げ住宅等	11,423人
	（うち福島県外）	(6,741人)
	計	11,423人
その他	死亡（震災以外の死亡含む）	3,994人
	転出	8,832人
	所在不明	26人
	計	12,852人

	平成23年 3月11日現在の 人口	平成27年 6月18日現在の 居住者数
小高区	12,842人	-
鹿島区	11,603人	13,572人
原町区	47,116人	40,710人
計	71,561人	54,282人

※平成23年3月11日以降の転入者および他市町村からの避難者を含むため、避難の状況の市内居住者数と合計の数が異なります。

市長定例記者会見(6月11日)から

南相馬市データ放送掲載

最近の復興関係の状況等についてお話をしたいと思います。
市民説明会をするなかで、3区それぞれの共通話題はやっぱり除染の問題が大きいなど改めて感じました。除染に関して、線量低減化についてはまだまだ充分であるとは言い切れませんが、除染効果は上がってきていると考えています。



今年の農地除染に関しては、25年度の作付けに伴う福島第一原発3号機のカレキの飛散による影響ではないかと言われてきた案件について、農水省の皆さんに非常に努力していただき、結果としては蓋然性とまでは言ってませんが、それに近い報告はあったかと思えます。特定はできなかったということだと思います。

そういう状況が続いてきたことから今年の作付けは700ヘクタールくらいですので、当初JAやわれわれが望んでいた方向からすれば、半分くらいには留まったというものの、昨年からすれば6倍以上に増えているということも含めると、今年が作付けについては第一歩になったのではないかと考えています。

今回の予算の内容について申し上げますと、県の災害公営住宅が南相馬市内に927戸予定されています。

入居予定者の状況については、入居者に対して一定の制限をつけてきているということがあり、あまり芳しくない状況だったと思います。

南相馬市災害公営住宅については、制限を設けずにやってきたことと、空きが出てきたところにすぐに再募集をかけて入居者を募ってきているということが100パーセント入居になっていることなんだろうと思います。

県の方としても、全ての被災者に対して入居ということを目指してもらえればいいのかと思います。この県営の住宅整備に伴い、道路を拡幅いたします。その測量設計経費などが今回上がっています。

サテ跡地も含めた災害公営住宅4事業について、単価上昇に伴っての事業費等の措置をしたということでございます。

また小高小学校および中学校の再開準備についても、施設点検経費ならびに修繕費を計上したところでございます。

7月20日には、「みちのく鹿島球場」の復旧が終わり、オープン式典としてプロ野球イースタン・リーグの公式戦を開催をする予定です。積極的に南相馬市でスポーツ交流も進めていくというイベントにしていきたいと思っております。

来月からは、20キロ圏内の小高病院の診療について、週3日体制から4日体制にし、診療体制の充実を図ることも議会の皆さんにも報告しているところです。

そして小高地区や避難指示区域の皆さんが買い物ができないということについては、買い物のできる施設を8月中に開設したいと、準備をすすめているところでありますので、お知らせとして報告したいと思います。

南相馬市就職面接会が開催されます

福島広域雇用促進支援協議会では、地元企業20社程度が参加する企業説明会・合同就職面接会を開催します。正社員やパートタイマーなどさまざまな雇用形態の事業所が参加し、希望する働き方を見つける機会となっています。

南相馬市への帰還・就職を考えられている方は、ぜひご参加ください。

とき **8月9日** **日** 受付開始 午後0時30分
講習時間 午後1時～3時30分

**予約
不要**

ところ 原町フローラ（南相馬市原町区高見町2丁目30-6）
対象 求職意欲が高く南相馬市の企業に転職を希望される方
内容 自己紹介カードをご記入の後、複数の企業説明を聞くことができ、面接を受けることもできます。
*自己紹介カードは、福島広域雇用促進支援協議会のHPから印刷し、事前に記入してお持ちいただくこともできます。
その他 履歴書を持参し、希望企業へ提出していただくこともできます。
雇用保険受給者は求職活動になります。参加証明書を発行します。

問い合わせ

福島広域雇用促進支援協議会 南相馬窓口（南相馬市商工労政課内）

TEL 0244-26-7690 FAX 0244-26-7695

HP <http://fkkoyou.net/>

南相馬市で働きませんか？

南相馬市では、毎週ホームページに南相馬市・飯館村の雇用情報を掲載しています。震災を乗り越えた各事業所の経済活動は活発になってきていますが、一方で、南相馬市では有効求人倍率が2倍を超え、特に医療・介護、建設、サービス業の分野で人手不足の状況が生じています。

南相馬市への帰還や就職を考えられていて、ご希望の方には定期的に資料を郵送いたします。下記問い合わせ先までご連絡ください。



問い合わせ

経済部 商工労政課 雇用対策係

TEL 0244-24-5346



みなみそうまチャンネル。
Channel assist by
yoozma
www.yoozma.jp

電話でのお問合せ
TEL:0244-24-1222

番組内容 [6/24~6/30]

今週の番組 (60分) ※パソコン視聴・アクトビラ配信

1. オープニング&今週の番組 [0分~]
2. 身を守れ!交通安全のお知らせ 南相馬警察署 [2分~]
3. 第25回 相馬流れ山全国大会 [17分~]
4. 希望の空へ のまおい夢気球プロジェクト [47分~]
5. リクエストアワーのお知らせ [57分~]
6. 旧警戒区域ライブカメラのお知らせ [59分~]

今週は「第25回相馬流れ山全国大会」決勝の様や、震災翌年から4年続けて、全国から熱気球が集結した「のまおい夢気球プロジェクト」の様子をお届けします。

- 旧警戒区域ライブカメラ
- ・午前8時57分~
- ・午後0時57分~
- ・午後4時57分~



小高病院 平成27年7月 診療予定表

	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	4
午前	7月から火曜日の診療を開始します。			高橋哲之助	神戸敏行		
午後					今野 明		
	5	6	7	8	9	10	11
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	小鷹昌明		
午後					今野 明		
	12	13	14	15	16	17	18
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	神戸敏行		
午後					休診		
	19	20	21	22	23	24	25
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	根本 剛		
午後					今野 明		
	26	27	28	29	30	31	
午前		中尾誠利	中尾誠利	高橋哲之助	神戸敏行		
午後			休診		今野 明		



双葉町からのお知らせ

県をまたいだ交流

「まちの話題～ブログふたばのわ～」から

～石巻の支援団体を迎えて～

6月15日(月)、宮城県石巻市で仮設住宅等のコミュニティ支援をしている団体の皆さんが福島に来られました。

今回、「町民の皆さんとの交流機会が持てないだろうか」との相談があり、郭内仮設（白河市）と北幹線第二仮設（福島市）の視察や意見交換の場を設定しました。

郭内仮設では、仮設・借上げ両自治会長から震災時の避難状況や町内の現状についての説明の後、それぞれの会の運営についてなど、活発な意見交換となりました。

北幹線第二仮設では、仮設住宅の外装や設備などの違いが話の中心となり、「石巻の仮設住宅と比べると、かなりいい」や「湿気対策もされているので、カビも生えにくいのではないか」などの感想がありました。



限られた時間でしたが、町の現状を直接町民から聞いたことで、ニュースや新聞などから見聞きするのとは違った思いを持たれたようです。

石巻は津波で多くの犠牲者がでた所で、今回のメンバー6人の内4人が被災し、仮設住宅に住んでおり、自身もつらい思いをしたからこそ、双葉町民の思いが理解できるのだと感じました。避難状況や復興に向けた速度は違いますが、復興に向けて前進するという共通目標はお互いに確認できたようです。



今後も県をまたいだ交流を大切にし、町民コミュニティの維持発展の参考にしたいと思います。

浪江町および葛尾村からの中間貯蔵施設予定地内保管場への
輸送ルートについて

6月22日HP更新

双葉町内の中間貯蔵施設予定地内保管場への除染土壌等の搬入について、環境省が6月19日、浪江町および葛尾村からの輸送ルートを公表しましたのでお知らせします。

詳細については、
「浪江町の除去土壌等に係る輸送車両の運行について」
および「葛尾村の除去土壌等に係る輸送車両の運行に
ついて」をご覧ください。

※浪江町・双葉町の世帯のみ

問い合わせ

環境省 中間貯蔵施設に係る全般的なお問い合わせ窓口

☎0120-027-582 (午前9時30分～午後6時15分、土日祝日除く)

環境省 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送の総合窓口

☎0120-10-1951 (午前8時30分～午後5時15分、土日祝日除く)



大熊町からのお知らせ

福島第一原子力発電所20km圏内の測定結果について

6月23日HP更新

No.	住所(測定位置)		空間線量率($\mu\text{Sv/h}$)									線量計
			4/23	4/30	5/7	5/14	5/20	5/28	6/3	6/11	6/17	
23	夫沢	西北西約2.3km	7.1	7.0	7.1	7.0	6.7	7.2	6.9	6.5	6.7	NaI
25	野上	西約14km	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.3	1.2	1.2	1.2	NaI
26	野上	西約11km	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	NaI
29	夫沢	西約2.4km	9.0	8.5	8.6	8.5	8.0	8.4	8.3	7.8	7.8	IC
30	夫沢	西約2.6km	9.9	9.6	9.8	9.5	9.4	9.8	9.6	9.2	9.1	NaI
34	大川原	西南西約7.5km	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7	NaI
35	野上	西南西約6.6km	4.2	4.2	4.2	4.1	3.7	4.2	4.1	4.0	4.0	NaI
36	下野上	西南西約4.8km	3.0	2.9	3.0	2.9	2.8	3.1	3.0	2.9	2.9	NaI
37	夫沢	西南西約3.0km	24.5	22.9	26.9	25.3	24.2	25.4	25.7	23.9	22.7	IC
38	小入野	西南西約3.4km	3.2	3.1	3.2	3.1	3.0	3.2	3.1	2.9	3.0	NaI
47	熊川	南南西約3.7km	16.7	16.4	16.9	16.3	15.6	17.2	16.5	15.9	16.2	NaI
50	熊川	南約4.0km	7.7	7.7	7.7	7.4	7.1	7.7	7.4	7.0	7.2	NaI

線量計の種類 NaI : NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレータによる値 / IC : 電離箱による値

測定実施者:電力会社

問い合わせ

原子力規制庁 監視情報課

TEL 03-5114-2125

平成27年度町税についてのお知らせ

6月17日HP更新

町民の皆さんへ平成27年度町税について、次の通りお知らせします。

個人住民税(町県民税)

平成26年中の合計所得金額に応じて、次のとおり減免になります。

合計所得金額※	減免割合
300万円以下	全額
300万円超～400万円以下	10分の9
400万円超～500万円以下	4分の3
500万円超～750万円以下	2分の1
750万円超～1,000万円以下	4分の1
1,000万円超	10分の1



※繰越損失の申告をしている場合は、損失額を差し引く前の所得で判定します。

今年度の納期につきましては、次の通りです。

- 会社にお勤めの方で、給与から天引きとなる特別徴収の方の場合
平成27年6月～平成28年5月の年12回
- 個人で納める普通徴収の方の場合
平成27年6月・8月・10月・12月の年4回

法人町民税

昨年度同様、休業もしくは廃業の届出があった場合、確定申告に係る均等割額が全額減免になります。

固定資産税

昨年度と同様に土地および家屋に係る固定資産税は課税免除になります。

なお、北原21～北原25までの地番内の土地および家屋と、法人および個人事業主が本来の用途に使用している償却資産については課税になります。

軽自動車税

昨年度と同様に、4月1日現在旧警戒区域内に放置したまま使用していない車両については、申請により減免になります。

国民健康保険税

昨年度と同様に今年度も全額減免になります。

なお、減免等の通知につきましては7月中旬頃を予定しています。

次ページへ続きます 

～所得申告がお済みでない方へ～

申告をしないと、所得証明書などの公的証明書が発行できませんのでご注意ください。

なお、収入が給与のみで年末調整が済んでいる方、収入が年金のみで400万円以下の方は申告は不要です。

- ※ 東京電力から給与・事業・不動産・農業所得などの減収分の補償を受けた方につきましては、収入として申告が必要となります。
- ※ 原子力発電所の事故による東京電力の賠償対象となった住宅や家財などに係る損失は、雑損控除として所得金額から差し引くことができます。

～税務証明書の郵便請求について～

本人確認書類(免許証や保険証等)のコピーに必要な証明書と部数を記入し、返信用封筒を同封の上、大熊町役場会津若松出張所の税務課宛てにお送りください。なお、当面発行手数料は無料となっています。

(記入例:平成27年度所得証明書 1通)

※平成27年度所得証明書等の記載内容について

- **所得証明書**
平成26年中の所得額が記載されます。
- **所得・課税証明書**
平成26年中の所得および平成27年度の住民税の課税額が記載されます。
- **所得・課税・扶養証明書**
平成26年中の所得、控除額や扶養人数および平成27年度の住民税の課税額が記載されます。

問い合わせ 税務課  0120-26-3844(代)

大熊町農業委員会委員一般選挙無投票のお知らせ

6月22日HP更新

平成27年6月28日執行の大熊町農業委員会委員一般選挙は、告示日(6月21日)に立候補届出の受け付けを行ったところ、立候補者の数が定数を超えなかったため、投票を行わないことになりました。

問い合わせ 大熊町選挙管理委員会  0120-26-3844(代)

日立ふとん乾燥機の商品回収(リコール)のお知らせ

6月22日HP更新

大熊町商工会からのお知らせです。

このたび、NPO法人の支援による生活支援物資の1つとして配給させていただきましたふとん乾燥機について、電源プラグの根元が徐々に断線し、発熱、発火に至る可能性が判明したため、商品回収(リコール)を実施する旨の連絡を受けました。

生活支援物資で配給させていただきましたふとん乾燥機(HFK-SD2)が該当商品で、メーカーより本体(付属品を除く)を改善品に無料で交換させていただくことになります。

お手数をおかけしますが、該当するふとん乾燥機をお持ちの方は、「日立ふとん乾燥機受付センター」まで、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

皆さまにはご不便ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

【該当商品】ふとん乾燥機4機種

No.	型式	本体色(色記号)
1.	HFK-SD1	ピンク(P)
2.	HFK-SD2	ピンク(P)
3.	HFK-SD10	ローズピンク(P)
4.	HFK-SD20	ローズピンク(P)



HFK-SD2 本体



付属品

※本体のみの交換となりますので、ふとん乾燥マット、衣類乾燥カバー、収納ポーチなどの付属品は、今までご使用のものをお使いいただきますようお願いいたします。

問い合わせ

日立ふとん乾燥機受付センター ☎0120-853-010
携帯電話、PHSからもご利用いただけます。

《受付時間》

午前9時～午後7時 (8月16日まで毎日)

午前9時～午後5時 (8月17日以降、土・日・祝日および社休日を除く)



背面

製品背面 注意銘板に記載

この部分です!





郡山市からのお知らせ

郡山市から他市町村への避難者数について

6月19日HP更新

6月1日現在の総務省の「全国避難者情報システム」における郡山市から他市町村への避難者数は下記のとおりです。

- (1) 総計 4,690人 (県内69人 県外4,621人)
 (2) 避難者のうち18歳未満 1,972人 (県内33人 県外1,939人)

※平成27年5月1日現在の避難者数総計は4,735人で、前月より45人減少しています。

問い合わせ

市民部 市民課

TEL 024-924-2131

福島県復興公営住宅

定期募集(第1期、第2期分追加募集)

第1期募集(528戸)および第2期募集(224戸)の復興公営住宅のうち、入居可能な住宅について、次のとおり定期募集(追加募集)を行います。

所在地	団地名	棟名	住宅種別	間取り	募集戸数	入居対象町村
福島市	飯坂	1号棟	優先住宅	3LDK	2	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯舘村
会津若松市	年貢町	1号棟	優先住宅	2LDK	1	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町
			一般住宅	3LDK	3	
		3号棟	優先住宅	3LDK	1	
計					7	

※ 優先住宅は、優先世帯(75歳以上の高齢者・障がい者・要介護者を含む世帯)のみが申し込める住宅です。

申し込み締め切り

7月10日(金) ※当日消印有効

※ 入居申込書については復興公営住宅入居支援センターへご請求ください。
 入居センター支援センターのページからダウンロードすることも可能です。

※ 募集する住戸は、毎月20日前後に福島県復興公営住宅入居支援センターホームページで発表します。また、翌日初めの関係町村の広報誌(同封資料)等でもお知らせします。

※ 応募が募集戸数を超えた場合は抽選を行います。

お問い合わせ

福島県復興公営住宅入居支援センター

専用ダイヤル

☎024-522-3320

受付時間 8:30~17:15 (土日、祝日を除く)

〒960-8043 福島県福島市中町8-2 福島県自治会館7階

避難指示解除準備区域・居住制限区域における 精神的損害の追加賠償について

平成27年6月17日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

2015年6月12日に閣議決定された『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂[※]』を踏まえた国からのご指導のもと、避難指示解除準備区域・居住制限区域における追加の精神的損害賠償をお支払いすることといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. お支払いの対象となる方

当社事故発生時点における生活の本拠が、避難指示解除準備区域・居住制限区域(大熊町・双葉町を除きます)にあった方で避難継続を余儀なくされている方を対象とさせていただきます。

*すでに避難指示が解除された田村市・川内村の旧避難指示解除準備区域につきましては、避難指示解除後の避難継続の有無にかかわらず対象とさせていただきます。

2. お支払いの対象となる損害

避難指示解除準備区域・居住制限区域(大熊町・双葉町を除きます)につきましては、早期に避難指示が解除された場合におきましても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた避難指示解除準備区域・居住制限区域全体としての環境整備が必要となる点を踏まえ、解除の時期にかかわらず、当社事故から6年後に解除される場合と同等の精神的損害のお支払いをさせていただきます。

3. ご請求の受付について

ご請求の受付につきましては、本賠償のお支払い内容等の詳細が決まり次第、別途ご案内いたします。

[※]「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂(抜粋)

「避難指示解除準備区域・居住制限区域(既に解除が行われた田村市や川内村の旧避難指示解除準備区域を含む)における精神的損害賠償について、早期に避難指示を解除した場合においても、帰還した住民の方々の生活再構築のためには復興支援を通じた両区域全体としての環境整備が必要となる点に配慮し、解除の時期にかかわらず、事故から6年後(平成29年3月)に解除する場合と同等の支払いを行うよう、国は、東京電力に対して指導を行う。」

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

東京電力 福島原子力補償相談室(コールセンター)

 0120-926-404 (受付時間: 午前9時~午後9時)

法人さまおよび個人事業主さまに対する 新たな営業損害賠償等に係るお取り扱いについて

平成27年6月17日
東京電力株式会社
福島復興本社

当社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「当社事故」)により、発電所周辺地域の皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

当社は、避難指示区域^{※1}内で事業を営まれていた法人さまおよび個人事業主さまに対し、政府による避難指示等に係る営業損害賠償(農林漁業を除く、賠償対象期間 2011年[平成23年]3月～2015年[平成27年]2月)後のお取り扱いについて検討を進めてまいりました。また、避難指示区域外で事業を営まれていた法人さまおよび個人事業主さまに対しましても、事故後一定期間が経過し、風評被害に収束傾向が見られる業種・業態も一部あることから、新たな賠償について検討を進めてまいりました。これまでに伺った事業者さまのご事情や、2015年6月12日に閣議決定された、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』を踏まえた国からのご指導のもと、このたび具体的なお取り扱いについて準備が整いましたことから、以下のとおりお知らせいたします。

1. 避難指示区域内

(1) ご請求いただける方

避難指示区域(すでに避難指示が解除された区域を含みます)において事業を営まれていた法人さま^{※2}および個人事業主さまのうち、避難指示等にともない、2015年3月以降も被害の継続が認められる方^{※3}とさせていただきます(農業、林業、漁業を営まれていた事業者さまを除きます)。

(2) お支払いの対象となる損害

- ・従前事業の商圈を喪失したこと等にともない、帰還や移転、転業、就労等に係る2015年3月以降の将来にわたる損害(避難指示や風評被害等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する当社事故と相当因果関係が認められる損害を含みます)。
- ・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用
- ・事業用資産に係る修復費用および廃棄費用^{※4}

(3) お支払いする金額

- ・2015年3月以降の将来にわたる損害につきましては、減収率100%の年間逸失利益の2倍を一括してお支払いさせていただきます。
- ・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。
- ・事業用資産に係る修復費用につきましては、修復費用の実費額が財物賠償での賠償金額を超過した場合に、時価相当額と財物賠償での賠償金額の差額の範囲内で超過部分をお支払いさせていただきます。また、廃棄費用につきましては、財物賠償の対象資産が修復できない場合に、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

次ページへ続きます 

* 2015年3月9日よりご案内を開始いたしました仮払賠償金(以下「仮払賠償金」)を受領された方につきましては、本賠償金額から控除させていただきます。

* やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

(4)ご請求の受付

2015年8月中旬を目途に、2015年2月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りし、ご請求の受付を開始させていただきます。なお、仮払賠償金のお取り扱いは本賠償の受付開始をもちまして終了させていただきます。

また、事業用資産に係る修復費用および廃棄費用の賠償につきましては、賠償の対象となる方へ2015年7月下旬を目途にご請求手続きに関するダイレクトメールをお送りさせていただきます。

2. 旧緊急時避難準備区域・旧屋内退避区域および南相馬市の一部区域(以下、「旧緊急時避難準備区域等」)

(1)ご請求いただける方

以下のいずれかの項目に該当される法人さま・個人事業主さまとさせていただきます(農業、林業、漁業を営まれていた事業者さまを除きます)。

i. 休業の継続を余儀なくされた事業者さま

旧緊急時避難準備区域等で事業を営まれていた事業者さまのうち、当社事故により休業の継続を余儀なくされ、2015年3月以降も被害の継続が認められる方^{※3}

ii. 減収を被られた事業者さま

2015年8月以降、旧緊急時避難準備区域等で事業を営まれている事業者さまのうち、当社事故と相当因果関係が認められる損害を被られている方^{※5}

* 加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまで、実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、個別にご事情を確認させていただいたうえで、最長で2016年[平成28年]12月末(避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間)まで現行の賠償を継続させていただきます。

* 相当因果関係の確認にあたっては、事業実態や統計データ等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取り扱いを判断させていただきます。

また、個別のご事情の確認に際しては、証明書類等のご提出をお願いさせていただきますが、証明書類のご提出が困難な場合におかれましても、事業内容等を丁寧にお伺いさせていただき、お申し出内容を確認させていただきます。

(2)お支払いの対象となる損害

i. 休業の継続を余儀なくされた事業者さま

・従前事業の商圏を喪失したこと等にともない、転業や就労等に係る2015年3月以降の将来にわたる損害(避難指示等により事業に支障が生じたことによる逸失利益等、将来減収として顕在化する当社事故と相当因果関係が認められる損害を含みます)

・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

ii. 減収を被られた事業者さま

・2015年8月以降の当社事故と相当因果関係が認められる減収相当分(当社事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含みます)。

・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

次ページへ続きます 

(3)お支払いする金額

i. 休業の継続を余儀なくされた事業者さま

・2015年3月以降の将来にわたる損害につきましては、減収率100%の年間逸失利益の2倍を一括してお支払いさせていただきます。

・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

* 仮払賠償金を受領された方につきましては、本賠償金額から控除させていただきます。

* やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

ii. 減収を被られた事業者さま

・2015年8月以降将来にわたり発生する、当社事故との相当因果関係が認められる減収相当分として、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を一括してお支払いさせていただきます。

・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

* 2015年7月分以前のご請求につきましては、従来のご請求方法にて手続きを承ります。

* やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

(4)ご請求の受付

i. 休業の継続を余儀なくされた事業者さま

2015年8月中旬を目途に、2015年2月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りし、ご請求の受付を開始させていただきます。なお、仮払賠償金のお取り扱いは本賠償の受付開始をもちまして終了させていただきます。

ii. 減収を被られた事業者さま

2015年9月下旬を目途に、2015年7月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方へご請求書類をお送りし、ご請求の受付を開始させていただきます。

3. 避難等対象区域外

(1)ご請求いただける方

2015年8月以降、避難等対象区域^{※6}外で事業を営まれている事業者さまのうち、風評被害等当社事故と相当因果関係が認められる減収を被られている方^{※5}(農業、林業、漁業を営まれていた事業者さまを除きます)。

* 加工流通業、製造業、サービス業等を営まれている事業者さまで、実質的に農林漁業と同等の損害が生じている場合は、個別にご事情を確認させていただいたうえで、最長で2016年12月末(避難指示区域における農林業に係る営業損害の賠償対象期間)まで現行の賠償を継続させていただきます。

* 相当因果関係の確認にあたっては、事業実態や統計データ等を踏まえながら、賠償の可否を含め適切にお取り扱いを判断させていただきます。

また、個別のご事情の確認に際しては、証明書類等のご提出をお願いさせていただきますが、証明書類のご提出が困難な場合におかれましても、事業内容等を丁寧にお伺いさせていただき、お申し出内容を確認させていただきます。

次ページへ続きます 

(2)お支払いの対象となる損害

- ・2015年8月以降の風評被害等当社事故と相当因果関係が認められる減収相当分(当社事故と相当因果関係が認められる事由により生じた逸失利益等、将来減収として顕在化する損害を含みます)
- ・当社事故にともない支出を余儀なくされた追加的費用

(3)お支払いする金額

- ・2015年8月以降将来にわたり発生する、当社事故との相当因果関係が認められる減収相当分として、直近の減収にもとづく年間逸失利益の2倍を一括してお支払いさせていただきます。
- ・追加的費用につきましては、ご負担された実費のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。
 - * 2015年7月分以前のご請求につきましては、従来のご請求方法にて手続きを承ります。
 - * やむを得ない特段のご事情により損害の継続を余儀なくされ、当社事故と相当因果関係が認められる損害が、今回の賠償額を超過した場合には、自立支援施策の利用状況等も踏まえ、個別にご事情をお伺いさせていただいたうえで、適切にお支払いさせていただきます。

(4)ご請求の受付

2015年9月下旬を目途に、2015年7月末までの損害に対する賠償に合意いただいた方にご請求書類をお送りし、ご請求の受付を開始させていただきます。

※1 避難指示区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補」において「避難指示区域」として扱うこととされた区域。

※2 原則として、中小法人さま・中小規模の公益法人さまとさせていただきます。なお、中小法人さま・中小規模の公益法人さま等の法人さま以外につきましては、個別にご対応させていただきます。(中小法人さまとは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の方とさせていただきますが、資本金の額もしくは出資金の額が5億円以上の法人または相互会社等による完全支配関係がある普通法人は除きます。また、中小規模の公益法人とは、基準年度の事業活動による収入が3億円以下の方とさせていただきます。)

※3 2015年2月末までの営業損害についてご請求いただき、合意いただいている方が対象となります。

※4 事業用資産に係る修復費用および廃棄費用の賠償につきましては、当社事故発生時点で避難指示区域内において償却資産もしくは棚卸資産を所有されており、すでに「償却資産・棚卸資産」の賠償(2012年[平成24年]12月26日ご案内済)の手続きがお済みの方が対象となります。

※5 2015年7月末までの損害についてご請求いただき、合意いただいている方が対象となります。

※6 避難等対象区域:「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における「第3 政府による避難等の指示等に係る損害について」に掲げる政府による避難等の指示等があった対象区域。

問い合わせ

<原子力事故による損害に対する賠償に関する問い合わせ先 >

東京電力 福島原子力補償相談室 (コールセンター)

☎ 0120-926-404 (受付時間: 午前9時~午後9時)



磐越自動車道（会津若松IC～津川IC間） 夜間通行止めの実施について

NEXCO東日本会津若松管理事務所は、2車線区間(片側1車線)の磐越自動車道会津若松IC～津川IC間において、道路補修工事、トンネル設備補修および点検・清掃を行うため、下記のとおり夜間通行止めを実施します。

夜間通行止め			7月						
NO	区間	日時	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	会津若松IC～会津坂下IC	7月6日(月)～ 7月23日(木) 13夜間 20時～翌6時まで		↔	↔	↔	↔	↔	
			13月	14火	15水	16木	17金	18土	19日
				↔	↔	↔	↔	↔	
			20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日
			↔	↔	↔				

夜間通行止め			7月						
NO	区間	日時	20月	21火	22水	23木	24金	25土	26日
2	西会津IC～津川IC	7月24日(金)～ 7月31日(金) 6夜間 20時～翌6時まで					↔		
			27月	28火	29水	30木	31金	1土	2日
				↔	↔	↔	↔	↔	

■迂回路

国道49号をご利用ください。

問い合わせ

NEXCO東日本 お客さまセンター

TEL 0570-024-024

(ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524

(PHS、IP電話のお客さま)

交流ルームひばり通信

7月食育推進食事会開催!!

新潟県食生活改善推進委員協議会のご厚意により、7月食事会を開催します。

今回は、作り方をお聞きしながら調理も体験し、食後の片付けも一緒に行いたいと思います。

今回もバランスの良い食材を使ったメニューにご期待ください。

日時 **7月15日 水** 調理から参加する方は午前10時から
食事から参加する方は正午から

場所 三条市総合福祉センター 3階 調理室
交流ルーム「ひばり」集合後、移動します。

参加費 300円(当日徴収)

申込締切 7月4日(土)正午
交流ルーム「ひばり」 TEL 0256-33-8650

※食育推進食事会は、さんじょう∞ふくしま「結」の会が、福島県ふるさとふくしま帰還支援に申請し、昨年同様採択された事業です。



5月の食事会メニュー
「三条祭りのごちそう」

6月・7月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
★版画教室 第2・4水曜日午前10時～正午 ★茶話会&簡単な手芸教室 第1・3・5水曜日午前10時～午後2時 気軽に参加ください。				6月25日	26日	27日
				ひばり休み 浜通り配布		
28日	29日	30日	7月1日	2日	3日	4日
ひばり休み		ひばり休み	ひばり 茶話会	ひばり休み 浜通り配布		食事会 申込締切
5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
		ひばり休み	版画教室	ひばり休み 浜通り配布		

問い合わせ

交流ルーム ひばり(総合福祉センター内)

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開館時間] 午前9時30分～午後3時

被災自治体 問い合わせ先一覧

市町村名	電話番号	以下の町は役場機能が移転しています。
南相馬市	0244-24-5232	浪江町:平石高田第二工業団地内 (二本松市北トロミ573番地)
浪江町	0243-62-0123	双葉町:双葉町役場いわき事務所 (いわき市東田町2-19-4)
双葉町	0246-84-5200	大熊町:会津若松市役所追手町第二庁舎内 (会津若松市追手町2番41号)
大熊町	0120-26-3844	富岡町:郡山市大槻町西ノ宮48-5
富岡町	0120-33-6466	
川内村	0240-38-2111	
いわき市	0246-25-0500	
郡山市	024-924-2491	

三条市に避難している 世帯数と人数 (2015.6.24現在)

市町村名	世帯数	人数
南相馬市小高区	34	76
南相馬市原町区	5	8
南相馬市鹿島区	-	-
浪江町	8	19
双葉町	4	8
大熊町	1	1
富岡町	2	2
川内村	1	3
いわき市	1	4
郡山市	5	12
合計	61	133

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511